

小山田蓮田緑地整備工事請負契約の変更契約に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年（2025 年）8 月 27 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

請負契約の変更契約を下記のとおり締結することにつき、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

町田市長 石 阪 丈 一

記

請 負 契 約	小山田蓮田緑地整備工事											
専決処分日	2025年6月30日											
変 更 内 容	変 更 前 の 契 約 金 額			十億			百万			千		円
				¥	4	1	6	1	1	2	4	0
変 更 内 容	変 更 後 の 契 約 金 額			十億			百万			千		円
				¥	4	3	9	3	0	8	1	0